

高齢者虐待防止対応 マニュアル

令和2年3月
松阪市高齢者支援課

はじめに

松阪市では「いつまでもいきいきと～お年寄りが住みなれた地域で、安心して暮らし続けるためのしくみづくりを進めます～」を総合計画基本計画の目標に掲げ、高齢者が安心して暮らすことのできるまちを目指しています。

高齢化社会を迎え、松阪市においても高齢化率が30%に迫ろうかという勢いで上昇しています。一方、総人口は年々減少傾向のなか、少子化・核家族化により、ひとりの子どもが両親の面倒を見る、夫婦がそれぞれの両親を見るという事例も少なくありません。そういった社会的な背景もあり「高齢者虐待」が発生してしまうことがあります。

平成18年4月1日に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が施行されました。これは、虐待を受けた高齢者の保護と養護者の負担軽減を目的としています。厚生労働省の発表では、養護者による虐待件数、介護事業所職員による虐待、通報件数とも年々増加し、虐待している養護者と施設職員従事者にも「家庭でのストレス」「職場でのストレス」という問題を抱えていることが多くあり、そのストレスや介護への負担感の軽減、虐待の兆候を早期に発見し対処することが重要であります。

今後も、高齢者や養護者の尊厳を守り高齢者虐待の早期発見と予防・支援及び対応のため地域包括支援センターをはじめとする関係機関のみなさまと連携しながら、虐待予防の取組みと支援に努めてまいります。

令和2年3月
松 阪 市

目次

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義	1
2 高齢者虐待防止法による定義	1
3 「高齢者」のとらえ方	2
4 高齢者虐待の早期発見	2
5 高齢者虐待の通報	3
6 個人情報の取り扱い	4
7 高齢者虐待の種類	5

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

1 養護者による虐待への対応	
1) 養護者による高齢者虐待類型（例）	7
2) 松阪市における養護者による高齢者虐待への対応フロー	9
2 行政権限の行使	
1) 立入調査	12
2) 高齢者と養護者の保護・分離	14
3) やむを得ない事由による措置	15
4) 面会制限	17
5) 成年後見制度の市長申立	18
3 高齢者虐待を未然に防ぐために	
1) 虐待の発生要因と養護者支援	20
4 高齢者虐待に関する相談窓口	22
5 その他の相談窓口	23

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）	24
2 松阪市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フロー	26
3 身体拘束に対する考え方	30
4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	31
《参考資料》	33

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（第2条第1項）。また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待（第2条第4項）、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待（第2条第5項）に分けて定義しています。

2 高齢者虐待防止法による定義

① 養護者による高齢者虐待

「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外の者とされています（第2条第2項）。日常生活において何らかの世話をする人を指します。例えば、金銭管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理したり、提供していることが、“現に養護する”に該当します。また、養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設* ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業*	「養介護施設」 又は 「養介護事業」 の業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

※老人福祉施設：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター（老人福祉法第5条の3）

※老人居宅生活支援事業：老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業（老人福祉法第5条の2）

※老人福祉法に規定された施設等と介護保険法により規定された施設等は重複しています。

3 「高齢者」のとらえ方

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には65歳未満の者には法は適用されないことになります。しかし、現実には、65歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりません。

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、行政には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません。

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であつて特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

なお、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が成立したことにより平成24年10月1日より高齢者虐待防止法が一部改正され、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障がい者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることとなりました。

4 高齢者虐待の早期発見

高齢者虐待防止法では、高齢者福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない（第5条）とされています。

虐待を早期発見し、深刻化を防ぐことは、虐待を受けている高齢者はもちろん、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

高齢者が不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合のサインの例

- ・身体に不自然な傷やあざがあり、（高齢者自身や介護者が）説明もしどろもどろ
- ・脱水症状がみられたり、のどの渇きを頻りに訴える（家族が意図的に高齢者の水分補給を制限していることなどが想定される場合）
- ・部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱している
- ・外で食事するとき、一気に食べてしまう（高齢者自身が自分で食事の準備をしたり、食べたりできない場合）
- ・必要な薬を飲んでいない、服薬の介助を受けていない
- ・強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- ・落ち着きがなく、動き回ったり異常によく喋ったりする（認知症高齢者で、自傷行為や体の揺すり、かみつきの言葉の繰り返しなどの落ち着きがない状態がある場合）
- ・「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える。十分な年金収入があるにもかかわらず、生活費に困窮したり、身に覚えのない借金の取立てが来るなど
- ・高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- ・家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ・家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ・天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったままなどの状態が継続する場合

5 高齢者虐待の通報

①養護者による高齢者虐待の通報

高齢者虐待防止法では、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村への通報努力義務、当該高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合はすみやかに市町村への通報義務（第7条）が課せられています。

情報収集する場合には、「相談受付票」（P 35）をもとに聞き取りを行います。
（養護者による高齢者虐待の対応についてはP 7～記載）

②養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています（第2条、第20～26条）。老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象となります。

また、高齢者虐待の通報等を行った従事者等は通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けないと規定されています。（第21条第7項）

関係者	条文	役割
施設設置者・事業者	第20条	・従事者等への研修の実施 ・苦情処理体制の整備 ・その他高齢者虐待防止のための措置
養介護施設従事者等	第21条	・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報（義務）
養介護施設従事者以外の者 （本人、家族、医療従事者等）	第21条	・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村への速やかな通報 ① 高齢者の生命又は身体に重要な危険が生じている場合（義務） ② ①以外の場合（努力義務）
松阪市	第21条 第22条 第24条	・第18条に規定する対応部局・窓口の周知 ・通報内容の事実確認 ・通報事項の県への報告 ・老人福祉法又は介護保険法による権限の適切な行使

なお、通報等の対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うこととされています。そのため、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村へ引き継ぎます。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応についてはP 24～記載）

6 個人情報の取り扱い

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」とし、ここでは「法」と表記する。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（法第16条、利用目的による制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（法第23条、第三者提供の制限）が義務づけられています。高齢者虐待事例への対応では、当該高齢者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もあります。

個人情報保護法の例外規定の高齢者虐待における解釈例

個人情報保護法における利用目的による制限（法第16条）及び第三者提供の制限（法第23条）の例外規定と、高齢者虐待における解釈例（※部分）

- ・ 法令に基づく場合
※高齢者虐待を発見した者が区市町村に通報等を行う場合（第7条、第21条）
※立入調査（第11条）において必要な調査又は質問を行う場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
※虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、意識不明又は認知症等により同意の確認が困難な場合等
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
※高齢者虐待防止法に基づき、区市町村と地域包括支援センター、介護保険事業者や民生委員、警察等の各関係機関がネットワークを組んで対応する場合

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条）。相談、通報、届出をおこなった者の秘密は守られます。

7 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、「養護者による高齢者虐待」を、養護者がその養護する高齢者に対して行う次の行為と規定しています（第2条第4項）。

1. 身体的虐待 : 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
2. 介護・世話の放棄・放任 : 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
3. 心理的虐待 : 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待 : 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待 : 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待防止法では、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」を、次の行為と規定しています（第2条第5項）。

1. 身体的虐待 : 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
2. 介護・世話の放棄・放任 : 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
3. 心理的虐待 : 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待 : 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待 : 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

《 参 考 》

① 65歳以上の障がい者への虐待について

高齢者虐待防止法の施行後に「障害者虐待防止法」が成立しました。65歳以上の障がい者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障がい所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。（高齢者の状況等に鑑み、障がい者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。）

② 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

③ 医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

④ セルフネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障がい、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障がい等の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つことが規定されています。

松阪市においても行政を責任主体として、地域包括支援センターをはじめとする、様々な関係機関と連携し対応します。

1 養護者による虐待への対応

1) 養護者による高齢者虐待類型（例）

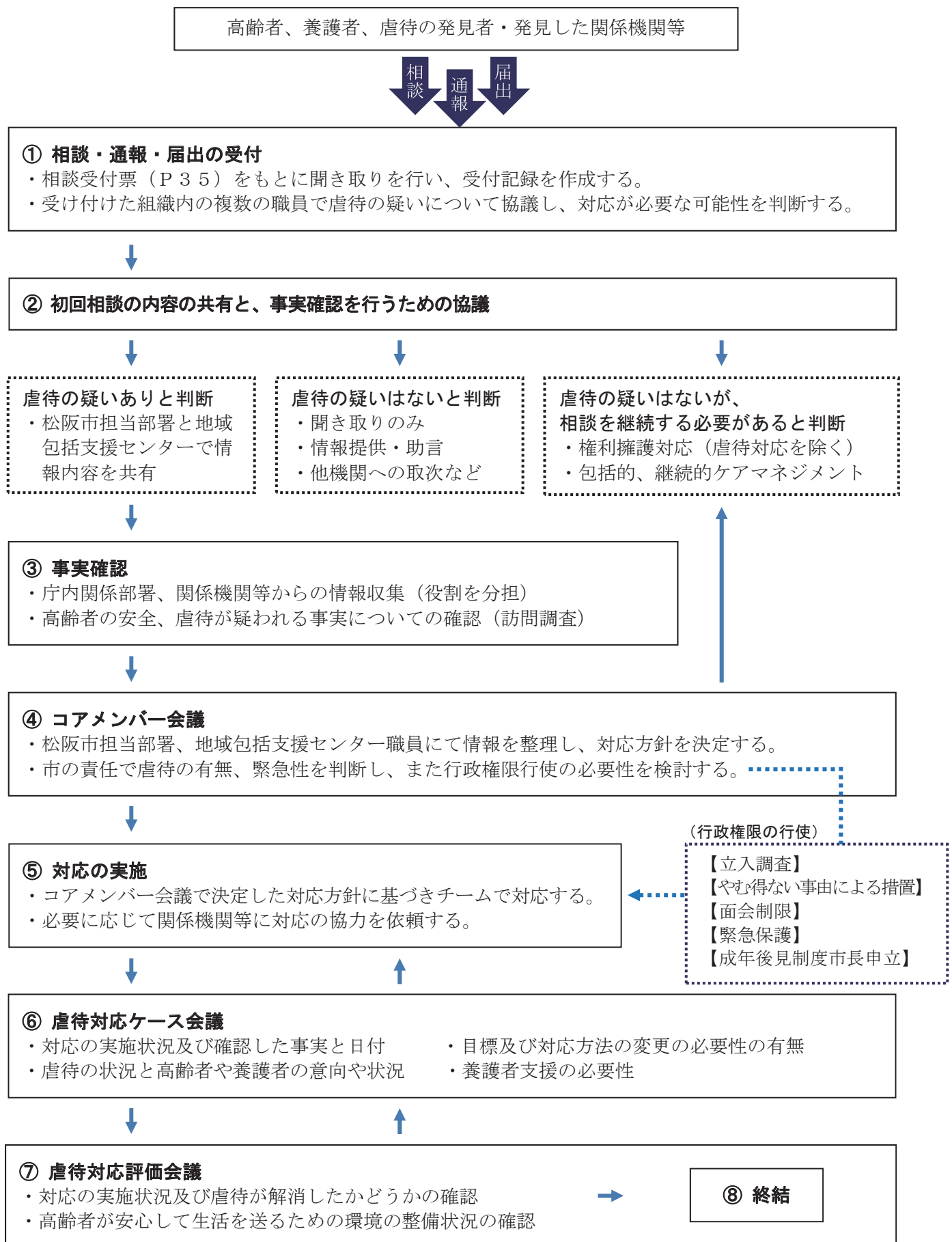
区分	具体的な例
1. 身体的虐待	○ 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ○ 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） ○ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 ○ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。
2. 介護・世話の放棄・放任	○ 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ○ 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ○ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。

区分	具体的な例
3. 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。
4. 性的虐待	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。
5. 経済的虐待 ※養護しない親族による経済的虐待についても「養護者による虐待」として認定する	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

(※) 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

2) 松阪市における養護者による高齢者虐待への対応フロー



《 フローの解説 》

① 相談・通報・届出の受付

相談、通報等を受けた地域包括支援センター職員（以下、包括職員）等は相談内容を聞き取ります。

受け付けた相談・通報について、虐待の通報としてとらえるかどうかの判断については、相談を聞いた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断します。

虐待かどうかの判断をするのは市であり、包括職員において、相談等を受け付けた場合、速やかに市に報告を行い、市による判断につなげる必要があります。

② 初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議

市と包括職員は受け付けた相談の内容を共有するとともに、事実確認を行うために必要な事項を協議します。事実確認を効果的に行うため、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行います。

③ 事実確認

高齢者虐待に関する通報等を受けたときには、速やかに、当該高齢者の安全の確認、その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります。

まず、通報等がなされた高齢者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内関係部署、関係機関等からできるだけ多面的な情報収集を行います。

加えて、虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。訪問調査を行う際は、2名以上の職員で訪問し、高齢者の身体の安全確認をする必要がある場合には、保健師等の同行を求めます。「高齢者虐待・保護の検討チェックシート」（P 34）を用いて高齢者・養護者の状況を聞き取りします。

なお、本人の意向の確認等については、関係機関（本人が利用しているサービス事業所等）にも協力を求めて把握に努めます。

④ コアメンバー会議

コアメンバー会議は、市の責任において虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定するために開催されるもので、市担当部署の管理職及び担当職員、包括職員によって構成されます。市は速やかに会議を招集し、事実確認・収集された情報から虐待の有無を判断します。虐待認定した事例については、高齢者の生命や身体の安全を確保するための対応方針を迅速に決定します。

また、事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例についても、虐待の有無の判断ができるよう、期限を区切って事実確認を継続するための対応方針を決定します。

※①相談・通報・届出の受付から、③事実確認の実施、④コアメンバー会議開催まで48時間以内に行うことを目指します。

⑤ 対応の実施

コアメンバー会議で決まった対応方針に沿って、役割分担をしながら、チームでアプローチします。虐待対応を行ううえで、事業所等関係機関の協力が必要な場合は、市又は包括職員から関係機関へ協力を要請します。事業所等関係機関は、虐待対応チームの一員として、市・包括職員と連携しながら虐待の終結に向けて対応します。

積極的な介入を要する場合には、養護者との分離等の行政権限の行使を行います。

(行政権限の行使についてはP 12～記載)

⑥ 虐待対応ケース会議

対応状況や事実確認した結果を、関係者間で共有したうえで、虐待対応計画の変更や役割分担の確認を行います。会議への出席者の調整や進行は、市と包括職員で随時相談しながら行います。虐待対応ケース会議には、事業所等の関係機関も参加することがあります。そのため、会議では、全員で共有すべき情報と共有すべきでない情報について精査しておくなどの準備が必要です。

⑦ 虐待対応評価会議

虐待対応を終結させるまで、虐待対応計画の実施状況の確認をし、虐待状況が解決されたかどうか、対応を終結すべきか、対応計画を引き続き実施すべきか、改めてアセスメントや計画を見直すかについて、繰り返し協議する必要があります。

⑧ 終結

虐待の対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件になります。評価会議での確認をもとに、それぞれの虐待について虐待の発生要因が明確化され、虐待の解消につながったかどうかを判断します。

虐待の解消が確認できたら、虐待の解消が直接、高齢者の安心した生活につながるのかどうかについても見極める必要があります。その結果、虐待の解消だけでは高齢者の安心した生活につながらないと判断した場合、安心して生活ができる環境が整うことも、終結の要件となります。可能な限り、高齢者の思いを尊重できる環境を整えることが重要となります。

実践の場面では、虐待の再発のおそれから、なかなか終結の判断ができないことがあります。虐待を再発させないためにも、虐待の発生要因についてしっかりした分析を行い、どのような生活が高齢者にとって最善なのか、判断していく必要があります。

また、「終結」とは、あくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも当該高齢者や家族との関わりが終了することではありません。市担当部署や地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的、継続的なケアマネジメント支援に移行する必要があります。

2 行政権限の行使

1) 立入調査

①立入調査の法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、市長は担当部署の職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができるとされています（第11条）。

また、立入調査を実施する場合、市長は高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、援助を求めなければならないとされています（第12条第2項）。

②立入調査の要否の判断

立入調査の要件を満たすためには、さまざまな工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体の安全を確認することができなかった、ということが根拠として必要になります。

立入調査が必要と判断される状況の例

- ・ 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、高齢者に接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ・ 高齢者が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ・ 過去に虐待歴や行政の介入の経過があるなど、虐待の再発の可能性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど、非協力的な態度に終始しているとき。
- ・ 高齢者の不自然な姿が目撃されたり、うめき声、泣き声などが確認されているにもかかわらず、養護者が他者のかかわりに拒否的で接触そのものできないとき。
- ・ 入院や医療的な処置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ・ 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- ・ その他、虐待が起こる可能性が高いと判断され、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

③立入調査で許される行為（立入調査権のもつ強制力）

立入調査の要件を充たしたとしても、行政が立入調査の際に行使できる権限には、限界があります。立入調査権のもつ強制力とは、下記の内容にとどまります。

- ・ 物理的な有形力の行使をしてでも立ち入ることが認められるわけではなく、高齢者や養護者の同意なく住居内に立ち入りをして住居侵入罪等の罪を問われないということ
- ・ 養護者等が正当な理由なく住居への立ち入りを拒否した場合には、拒否をする養護者等に罰金が科せられること（第30条）を背景に、立入調査を強く求めること（間接強制）

従って、鍵屋を呼んで鍵を開けたり、ドアや窓ガラスを壊して居室の中に入るようなことまで許容するものではありません。だからといって、高齢者の生命や身体の安全が確認できないまま、確認までに時間を費やすことは適切ではありません。

④立入調査の実施の留意事項

（１）身分証明書の携行

（２）立入調査の目的の説明

立入調査は、法律に基づいた行政行為であること、調査の目的や確認したい事項などについて、養護者等に説明します。

（３）高齢者の生命や身体の安全確認と、分離保護の必要性の判断

第一に高齢者の生命や身体の安全確認を行います。高齢者のけが等、身体の状態の確認や、養護者の態度などを観察するとともに、必要に応じて保健師等が高齢者の健康状態を確認します。

緊急保護が必要な状態であると判断した場合には、高齢者を分離保護します。養護者等と多少の摩擦が生じたとしても、高齢者の保護を優先させることが重要です。

（４）虐待が疑われる事実の確認

高齢者の生命や身体の安全を確認した後、虐待が疑われる事実に関して確認します。高齢者と養護者から話を聞く際には担当者を分けて、できるだけ別の場所で聞き取りを行います。

（５）養護者や家族等への対応

立入調査の結果、高齢者を保護する必要がないと判断した場合でも、高齢者及び養護者等に対する支援が必要と判断できる場合には、継続的に関わる必要があります。

（６）必要に応じて警察へ協力を依頼

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある等、市職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助依頼を出し、状況の説明や立入調査に関する事前確認を行うようにします。

2) 高齢者と養護者の保護・分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用、やむを得ない事由による措置、市による一時保護などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況に応じて、保護・分離する手段を検討します。

分離手段の例

対応手段	備考
契約によるサービス利用	・ 本人の同意や成年後見制度の活用によって契約によるサービス利用を行う。 ・ 介護保険サービスの契約利用（老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の契約入所）
生活管理指導短期宿泊サービス	・ 介護保険法による要介護認定において、「非該当」と判定された方、又は「要支援」や「要介護」となるおそれがある方を、介護保険施設等で短期間保護する。
緊急一時保護	・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホームへのショートステイ ・ 介護保険施設へのショートステイ
やむを得ない事由による措置★	・ 老人福祉法に基づく区市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な高齢者について、区市町村が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。
養護老人ホーム措置入所★	・ 環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設へ市が措置する。
その他適切と考えられる方法	・ 市営住宅への入居、別居の家族や親族宅、友人宅、ホテル、軽費老人ホーム などの利用

★… 行政権限の行使

3) やむを得ない事由による措置

①やむを得ない事由による措置を行う場合

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に居宅サービスの措置（老人福祉法第10条の4）、養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託（老人福祉法第11条第1項）を講じることが規定されています。（第9条第2項）

やむを得ない事由による措置のサービス種類

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| ・訪問介護 | ・通所介護 | ・短期入所生活介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・認知症対応型共同生活介護 | ・特別養護老人ホーム |

②老人福祉法に基づく「やむを得ない事由」とは、以下の場合が想定されています。

- (1) 65歳以上の者で介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスによる保険給付を受けることができる者が、事業者との「契約」や、その前提となる要介護認定の「申請」を期待しがたいため、介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
- (2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合。又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態から養護の負担の軽減を図るための支援が必要と認められる場合

③「やむを得ない事由による措置」に関して、以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- (1) 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図る必要がある場合に措置を行います。
- (2) 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。
- (3) 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- (4) 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

④積極的な措置権限の行使が求められる状況

- (1) 「生命又は身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合に、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、「やむを得ない事由による措置」をとる典型的な場合
- (2) 高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合
 - (例) 緊急性はないものの、認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思が確認できず、かつ、養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合
- (3) 経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
 - (例) 養護者が金銭管理を行っている状況で、高齢者の生活に必要な医療・介護等のサービスが受けられていない、適切な食事が提供されていない、等の場合
- (4) 高齢者が自ら助けを求められない場合（又は求めようとしない場合）
 - (例) ・養護者の虐待をおそれ、あるいは養護者のことをかばい（共依存の場合も）、サービス利用を拒否する場合
 - ・施設や介護保険サービスへの無知や偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否する場合
- (5) 面会制限の適用が必要な場合
 - (例) 高齢者自らが養護者等との分離を望んでいるにもかかわらず、養護者の過去の言動から、高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合

⑤高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならないとされています。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

4) 面会制限

老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号に規定される特別養護老人ホームなどへの「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市長や養介護施設の長は、虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、虐待を行った養護者について、当該高齢者との面会を制限することができるとされています（第13条）。虐待対応における面会制限は、市の責任により行います。

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会の申出があった場合は、高齢者本人の意思を確認するとともに、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間を定め、見直す期間を定めておきます。

面会制限の解除についても、高齢者本人、養護者の状況を見極め、コアメンバー会議で解除に関する判断を行います。

面会制限を解除したあとも、面会方法を取り決めるなど、高齢者の安全を第一に考えます。

面会制限が望ましいと考えられる状況の例

- ・ 保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して生活を送れるようになるまでに一定期間を要すると考えられる場合
- ・ 情報の収集が不十分で、養護者の反応や状況が把握できていない場合など、情報が揃うまでの一定期間
- ・ 高齢者が養護者との面会を望んでいない、又は面会することによって高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合
- ・ 養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合

5) 成年後見制度の市長申立

認知症等で高齢者の判断能力が低下している場合の対応手段として、成年後見制度を活用することは有効です。高齢者虐待防止法でも、適切に老人福祉法第32条に基づいて市長による成年後見制度申立を行うことが規定されています（第9条第2項、第27条第2項）。

高齢者虐待の場合は、親族等が申立てを拒否したり、協力を得ることが困難な場合も多いため、市長申立を検討します。

成年後見制度を活用することが想定される状況の例

- ・ 経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入・資産を確保する必要がある場合
- ・ 介護・世話の放棄・放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約を締結するに際し、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断することで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ・ やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合

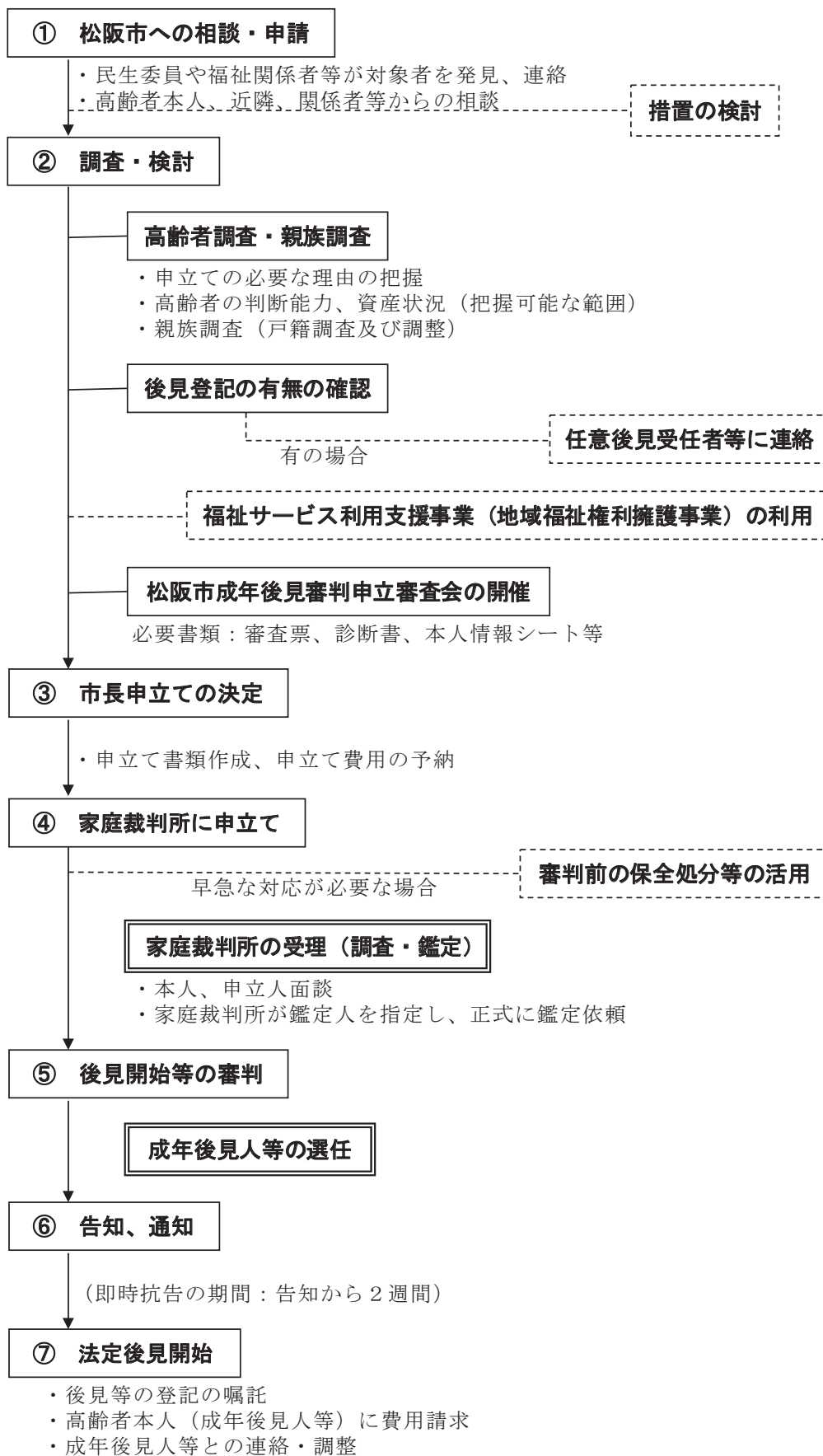
※市長申立について

成年後見の申立は、本人や4親等以内の親族が行うことが原則ですが、65歳以上の高齢者について、その福祉を図るために特に必要があると認めたときは、後見開始等の審判を請求することが出来ます。（老人福祉法第32条）

市長申立を行うに当たっては、基本的には2親等以内の親族の意思を確認すれば良いとされています。ただし、2親等以内の親族がいない場合でも、3親等又は4親等の親族で、申立をする人の存在が明らかである場合には、市長による申立は行われなかったことが基本となります。

なお、虐待等の場合で2親等以内の親族が申立に反対する場合には、2親等以内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市長申立が必要となることがあります。

松阪市における市長申立フロー



3 高齢者虐待を未然に防ぐために

1) 虐待の発生要因と養護者支援

虐待の発生要因は「養護者の介護疲れ」、「養護者の性格や人格」、「高齢者本人と養護者の人間関係」、「高齢者本人の認知症による言動の混乱」、「経済的困窮」、「経済的利害関係」などが複雑に絡み合っています。これらの要因は、高齢者や養護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

また、高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずることが規定されています（第14条）。虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

虐待のリスク要因の例

高齢者側の問題	養護者側の問題	その他の問題
・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症・悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病・障がいがある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係	・パワレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・依存症（アルコール・ギャンブル等） ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障がいに対する無理解） ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障がい ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、傷害に対する偏見

○ 要介護状態と介護負担

介護するうえで、協力者が得られない状況が続いたり、介護が長期間にわたる場合などは、介護者は心身が疲弊し、強い負担を感じるようになります。また、介護に対する正しい理解や介護技術がないために十分な介護が行えずに虐待につながったり、介護保険サービスの利用に抵抗を感じて介護の負担をより重くしてしまう場合もあります。

○ 認知症に関する理解不足

虐待を受ける高齢者の多くが認知症を抱えています。

認知症に対する理解が十分でないため、高齢者の性格の変化や、言動の混乱を家族が理解できず「介護者の言うことをきかない」、「高齢者が反抗している」、「感謝の気持ちがない」として、虐待につながる場合があります。

※認知症かも？と思われる方などへ、松阪市認知症初期集中支援チーム員がご家庭を訪問し、困りごとや心配事の相談をうかがいます。（P 38）

○ 親と子の依存関係

個人的な要因で社会的に適応できず、日常生活や金銭的に高齢者（親）に依存して生活してきた子らが、高齢者（親）が要介護状態になることで、これまでのような生活ができず、虐待に結びつくことがあります。

こうした事例では、高齢者側も虐待されている状態に抵抗しなかったり、心理的に子離れができず、家族介護を期待するという場合も見られます。そのことが依存状態を解消できない要因となっていることがあります。

○ 高齢者及び養護者の性格等

高齢者及び養護者の性格や人格の問題が虐待の発生要因となっていると考えられている事例が多数見られます。高齢者や養護者の性格や人格の問題で親族や地域から孤立し、虐待につながる場合もあります。

○ 過去からの人間関係・暴力を容認する環境

過去から高齢者と養護者との関係が悪い場合には、要介護状態によって従来の力関係が変化し、虐待につながる場合があります。また、家庭の中で日常的に暴力が振るわれていたり、暴力を受けて育った場合には、子が介護する立場になったときに、高齢者（親）に対して安易に暴力を振るいがちになることがあります。

○ 経済問題

無職・失業等による生活困窮や、通院・介護サービス等による費用負担など経済的な理由から介護サービスの導入に消極的になり、介護負担の増大となって虐待が生じる場合があります。

○ 養護者自身の抱える課題への対応

養護者が虐待発生の要因と直接的・間接的に関係する疾患や障がい、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけをおこなうことが重要です。

4 高齢者虐待に関する相談窓口

○ 行政機関への相談

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
松阪市 健康福祉部 高齢者支援課	殿町1340-1	53-4069 53-4088	本庁管内及び市内全域
飯高地域振興局 地域住民課	飯高町宮前180	46-7112	飯高管内
飯南地域振興局 地域住民課	飯南町粥見3950	32-2922	飯南管内
嬉野地域振興局 地域住民課	嬉野町1434	48-3809	嬉野管内
三雲地域振興局 地域住民課	曾原町872	56-7910	三雲管内

- ・ 三重県 医療保健部 長寿介護課 059-224-2235
(津市広明町13 本庁4階)

○ 松阪市地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、松阪市が委託した公的な機関

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX)	担当地区
松阪市第一地域 包括支援センター	白粉町363 (松阪地区医師会館内)	25-1070 (25-1171)	第一、第二、幸、 神戸、徳和
松阪市第二地域 包括支援センター	嬉野権現前町423-9 (嬉野社会福祉センター 内)	42-7255 (42-6481)	嬉野管内、三雲管内、 阿坂、伊勢寺
松阪市第三地域 包括支援センター	飯南町横野885 (飯南ふれあいセンター 内)	32-5083 (32-4634)	飯南管内、飯高管内
松阪市第四地域 包括支援センター	鎌田町244-3 (老人保健施設 嘉祥苑隣)	51-5885 (51-5910)	第四、東、橋西、 松ヶ崎、港、西黒部、 東黒部、朝見、漕代、 機殿、櫛田
松阪市第五地域 包括支援センター	駅部田町25-3 (国道42号線から 花岡保育園方面へ入る)	25-4300 (25-3131)	花岡、松尾、大河内、 宇気郷、射和、大石、 茅広江

5 その他の相談窓口

○ 介護保険に関する相談

名 称	所 在 地	電話番号
松阪市 健康福祉部 介護保険課	殿町1340-1	53-4058 53-4091
各地域振興局 地域住民課		前ページ参照
三重県国民健康保険 団体連合会	津市桜橋2丁目96 (三重県自治会館2階)	059-222-4165

○ 消費者被害に関する相談

名 称	所 在 地	電話番号	受付時間
消費者プラザ	殿町1340-1 (市役所4階 商工政策課内)	25-6590	午前9時～午後12時、 午後1時～午後4時 (土日祝日、年末年始を除く)
三重県 消費生活センター	津市栄町1-954	059-228-2212	午前9時～午後12時、 午後1時～午後4時 (土日祝日、年末年始を除く)

○ 松阪市社会福祉協議会へのご相談

名 称	所 在 地	電話番号
本 所	殿町1563	21-1487
松阪支所	鎌田町213-1	30-5210
嬉野支所	嬉野権現前町423-9	42-2718
三雲支所	曾原町2678	56-7247
飯南支所	飯南町横野885	32-4630
飯高支所	飯高町富永72-1	45-1125
日常生活自立支援事業	殿町1563	22-3715

○ 精神保健に関する相談

名 称	所 在 地	電話番号
三重県松阪保健所 地域保健課	松阪市高町138	50-0532

○ 成年後見制度に関する相談

地 域	名 称	所 在 地	電話番号
本庁管内 飯南・飯高地域	津家庭裁判所 松阪支部	中央町36-1	51-0542
嬉野・三雲地域	津家庭裁判所	津市中央3-1	059-226-4710

○ 法律に関する相談

名 称	所 在 地	電話番号
法テラス 三重法律事務所	津市丸之内34-5 (津中央ビル)	050-3383-5470

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1) 養介護事業者等による高齢者虐待類型（例）

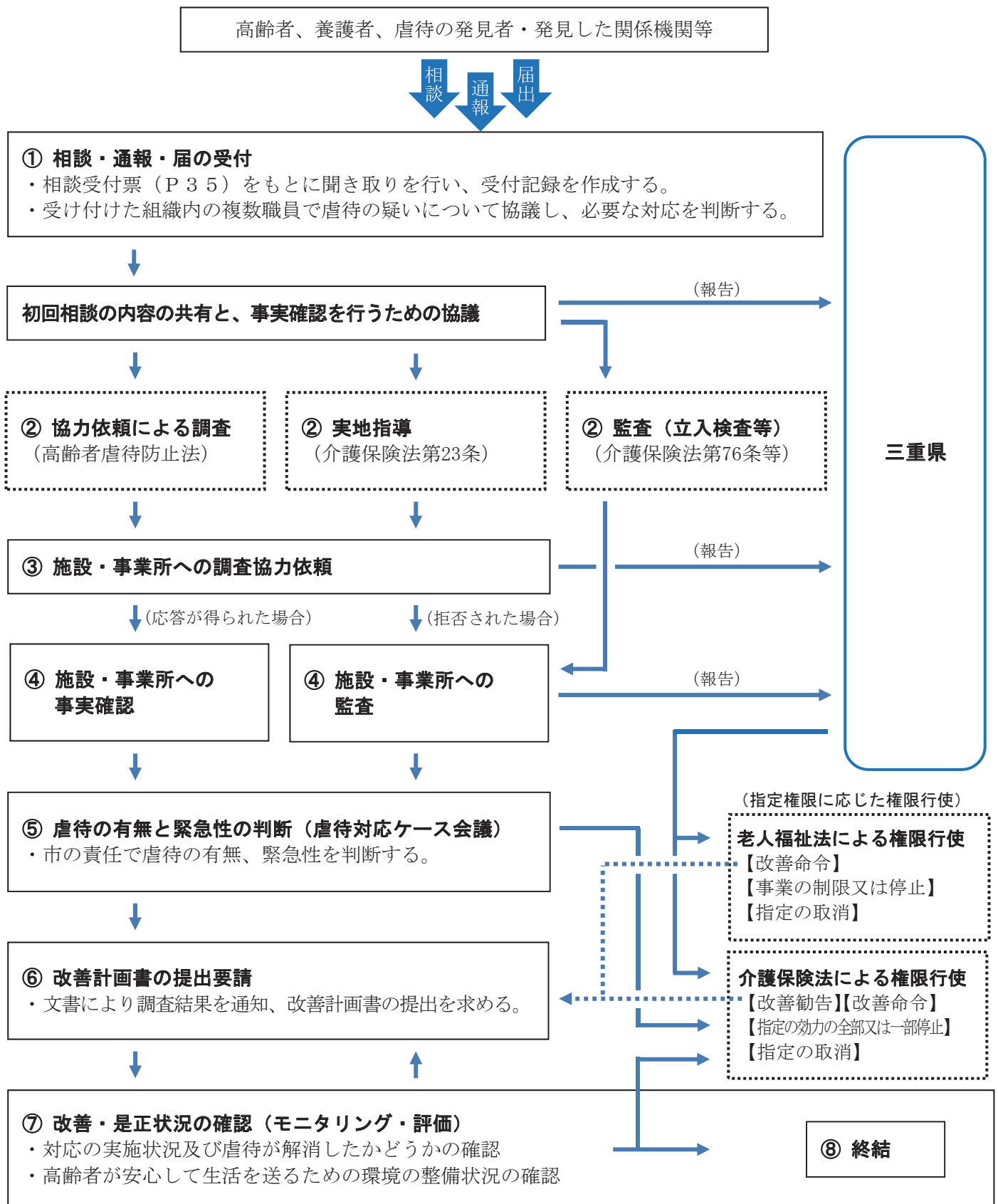
区分	具体的な例
1. 身体的虐待	○ 暴力的行為※ ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 ○ 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ○ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
2. 介護・世話の放棄・放任	○ 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 ○ 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ○ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 ○ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ○ その他職務上の義務を著しく怠ること

区分	具体的な例
3. 心理的虐待	○ 威嚇的な発言、態度 ・ 怒鳴る、罵る。 ・ 「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 ○ 侮辱的な発言、態度 ・ 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ○ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ○ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・ 本人の意思や状態を無視し、職員の都合を優先しておむつを使う。 ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、食事の全介助をする。 ○ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ○ その他 ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
4. 性的虐待	○ 本人との間で合意されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・ 性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・ わいせつな映像や写真をみせる。 ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。
5. 経済的虐待	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（無断で使う、処分する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

2) 松阪市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フロー



※市が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所での虐待の場合、「介護保険法による権限行使」は市が行う。

※介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホームでの虐待の場合、市は介護保険法に基づく実地指導・監査ではなく、協力依頼による調査を行う。

《 フローの解説 》

① 相談・通報・届出の受付

養介護施設従事者等による虐待に関する通報等の内容について、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが養介護施設従事者等による虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で苦情処理等としての対応が適切と判断できる場合には、適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応終了します。

②～④ 事実確認

事実確認等は、当該養介護施設等への指定権限の有無に関わらず、通報等を受けた市町村が行います。ただし、当該市町村が指定権限を有していない場合には、指定権限等を有する県と連携して、事実確認を行います。

事実確認の方法については、事案の緊急性や当該養介護施設等の状況を踏まえ、以下の3つの中から適切なものを検討し、実施します。

- (1) 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえて、当該養介護施設等の任意の協力の下に行う調査
- (2) 介護保険法第23条に基づくいわゆる「実地指導」
- (3) 介護保険法第76条等に基づくいわゆる「監査」

〈 調査を行う際の留意事項 〉

- ・訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問します。
- ・通報等の内容から高齢者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うようにします。
- ・調査にあたっては、高齢者及び養介護施設等に対して、「訪問の目的」、「担当職員の職務と守秘義務」、「調査する内容と必要性」、「高齢者の権利」を説明し理解を得ることが重要です。
- ・調査にあたっては、高齢者や養介護施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

〈 調査確認項目 〉

高齢者本人への調査項目	養介護施設等への調査項目
・虐待の種類や程度 ・虐待の事実と経過 ・高齢者の安全確認と身体・生命・生活状況等の把握 ・サービス利用状況	・当該高齢者に対するサービス提供状況 ・虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等 ・通勤等の内容に係る事実確認、状況の説明 ・職員の勤務体制 ・その他必要事項（事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録、職員への研修状況等）

⑤ 虐待の有無と緊急性の判断（虐待対応ケース会議）

事実確認のための調査後、市の担当職員は調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

虐待の有無と緊急性の判断は、市担当部署職員（管理職含む）及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行います。

⑥ 改善計画書の提出要請

虐待が認められた場合はもちろん、虐待は認められなくとも、運営基準違反行為や不適切なケア等が認められた場合には、養介護施設等に対し、改善指導を行う必要があります。

養介護施設等に対し、訪問調査の結果を報告するに当たり、改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知します。

養介護施設等は、通知を受けて定められた期限内に指導内容に対する改善計画書を提出します。

市は提出された改善計画が指導内容に対し具体的な行動計画に基づいた取組内容が記載されているか確認をし、具体性に欠ける計画書の場合は、修正の指導をします。また、改善計画書においてはそれぞれの行動計画に期限を設け、進捗の確認ができる形で提出を促します。

⑦ 改善・是正状況の確認（モニタリング・評価）

養介護施設等の改善取組を継続させるために、例えば、定期的に苦情対応の第三者委員や介護相談員などの訪問による高齢者の生活状況の確認、養介護施設等内に設置した虐待防止委員会等での改善取組状況の典型等の結果をその都度市に報告してもらうよう依頼し、改善取組に対するモニタリングを行うことが必要です。

改善計画書受理後、市は養介護施設等を訪問し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた改善取組の評価を行います。改善が滞っていたり、改善意識が見られなかったりする場合には、県と連携して改善勧告や改善命令などの権限を行使します。

⑧ 終結

虐待対応は、最終的に必ず終結の判断を行います。

モニタリングを実施しながら、養介護施設従事者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認します。

〈市から県への報告〉

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市は虐待に関する事項を県へ報告しなければなりません（第22条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例については、随時県へ報告をします。

ただし、養介護施設等が調査に協力しない場合等、さらに県と市が共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、高齢者虐待の事実が確認できていなくとも市から県へ報告する必要がある、その場合には随時報告することになります。

県へ報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

- ・ 虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）
- ・ 虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- ・ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ・ 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ・ 市が行った対応
- ・ 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

3) 身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど、身体を自由を奪う身体拘束は、入所者の生命又は身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き行ってはならないとされており、高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体拘束は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

- ・徘徊や転落、他人への迷惑行為防止のために車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、四肢をひも等で縛ったり、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけたりする。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- ・切迫性：本人又は他の利用者の、生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ・一時性：身体拘束は一時的なものであること

※留意事項

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

①管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等において、定期的にケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施を依頼するとともに、市町村や都道府県でも研修等の機会を設け、養介護施設従事者等の資質を向上させるための取組が期待されます。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体での取組が重要です。管理職が中心となってサービス向上にむけた取組が期待されます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は「教育、知識、技術不足など」、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」が多くなっています。

養介護施設等においては、従事者一人ひとりへの意識啓発もさることながら、組織全体としての意識醸成、取組の推進が不可欠です。このため、施設長など養介護施設等において影響力のある者を対象に下記のような研修を実施し、高齢者虐待の発生要因を軽減させることが重要です。

- ・ 各施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるための研修
- ・ 職員のストレス対策
(メンタルヘルスに配慮した職員面談、怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメントに関する研修)
- ・ 虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備
(施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合、上司等からの叱責を従事者等が恐れて隠蔽するのではなく、迅速に報告がなされるような風通しの良い組織づくり等)

②情報公開

養介護施設等は利用者が安心して過ごせる環境を提供するものですが、外部から閉ざされた空間でもあり、発生した身体拘束等の虐待事案が通報されにくい可能性があります。このため、養介護施設等の施設長等を中心とした従事者同士の一層の協力・連携による風通しの良い組織運営とともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが有効です。具体的には、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、介護保険の任意事業である地域支援事業の介護相談員派遣事業（※）を積極的に活用したりすることで、行政の指導監督部門を補完し、身体拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。あわせて、これらの取組を介護事業者に促していくことも重要です。

③苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設等に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています（第20条）。養介護施設等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されているかどうか適切に把握する事が求められています。

また、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

④組織的運営の改善

養介護施設等には、高齢者虐待の未然防止のために、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているか把握することが求められています。これらを自主的に点検し、必要に応じて体制を見直し、運用を改善する必要があります。

運用改善にあたっては、「ヒヤリハット報告書」を活用し、組織内リスク要因の洗い出しに努めることも有効です。発生した事故等への対応のみに留まらず、未然の施設情報から、早期に対応すべき虐待等課題洗い出しの体制整備について助言をすることも大切です。

また、事故やヒヤリハットを個人の責任としない組織風土を作り、認知症高齢者等への対応で苦慮している養介護施設従事者等に対し、ケア能力や対応スキルが低いという指摘だけで終わることなく、ねぎらいの言葉をかける教育・指導方法について市町村として理解しておき、適宜助言することも大切です。

※介護相談員派遣事業とは…

介護相談員研修を修了し、相談員として松阪市から依頼を受け活動している介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者等の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組みです。

派遣を希望する介護保険サービス事業所へ定期的に訪問し、相談活動を行っています。

《 参 考 資 料 》

1	高齢者虐待・保護の検討チェックシート・・・・・・・・・・	34
2	（様式1）相談受付票・・・・・・・・・・	35
3	（様式2－3）相談記録票（虐待の状況）・・・・・・・・・・	36
4	（様式3）支援・対応経過シート・・・・・・・・・・	37
5	「松阪市認知症初期集中支援チーム」のご案内・・・・・・・・	38
6	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律・・・・・	40
7	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則・・	47
8	老人福祉法・・・・・・・・・・	48
9	引用・参考文献・・・・・・・・・・	50

高齢者虐待・保護の検討チェックシート

点数化→3点(特にそう感じられる)、2点(そう感じられる)、1点(何となくそう感じられる)

レベルA	高齢者の状況	① すでに重大な結果を生じている。 頭部外傷(血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望、その他
		② 高齢者自身が保護を求めている。
		③ 「殺される」「〇〇(養護者)が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。
		④ 年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等がストップ、食料が底をついている。
		⑤ 自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化が見られる。
	養護者の状況	⑥ 刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある。
		⑦ 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。
	他	⑧ 暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。
レベルB	高齢者	<その他> 認知症の周辺症状、借金、ギャンブル依存、精神疾患等、その他懸案の有無
	養護者	⑨ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態がさまざまな傷、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他
		⑩ 高齢者に体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。
	他	⑪ 介護サービス利用料を3か月以上滞納しており、支払う意思も見られない。
レベルC	高齢者の状況	<その他> 認知症の周辺症状、借金、ギャンブル依存、精神疾患等、その他懸案の有無
		⑫ 介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。
		⑬ 認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。 徘徊・昼夜逆転・頻繁な訴え・異食・弄便・大声・不快音・噛みつき・引っ掻き蹴飛ばし等
	養護者の状況	⑭ 性格に偏りがあるため、養護者と不仲となり孤立した状態である。
		⑮ 精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。
		⑯ 高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えている。
		⑰ 高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。
		⑱ 介護疲れが激しく、苛立っている。
		⑲ 友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独である。
	他	⑳ 激昂しやすく、感情のコントロールができない。
	他	<その他> 認知症の周辺症状、借金、ギャンブル依存、精神疾患等、その他懸案の有無

レベルA … 緊急分離、保護

レベルB … 分離、保護を検討

レベルC … 定期的な状況確認・支援 及び 分離、保護の可能性の検討

※1項目以上該当あり(ただし3点以上)の場合、高いレベルの条件に従い支援を行う。

首都大学東京 副田あけみ教授作成「高齢者虐待リスクアセスメントシート」様式を改変して作成
埼玉県福祉部高齢者福祉課作成のものを引用

相談受付票

受付NO.

ID.

供覧

受付対応者

相談日時

年 月 日 () : ~ :

相談方法

来所 電話 その他 ()

対象者

氏名

性別

生年月日

T・S 年 月 日
() 歳

被保険者番号

住所

電 話

相談者

氏名

性別

続柄・関係

職 業

住所

電 話

相談内容

受理後の対応・受理会議内容

家族構成・
経済状況等
わかる範囲
で記入

介護保険申請 有無

有 無

介 護 度

要支援 ・ 要介護

ケアマネジャー

サービス利用状況

今後の援助
計画・方針

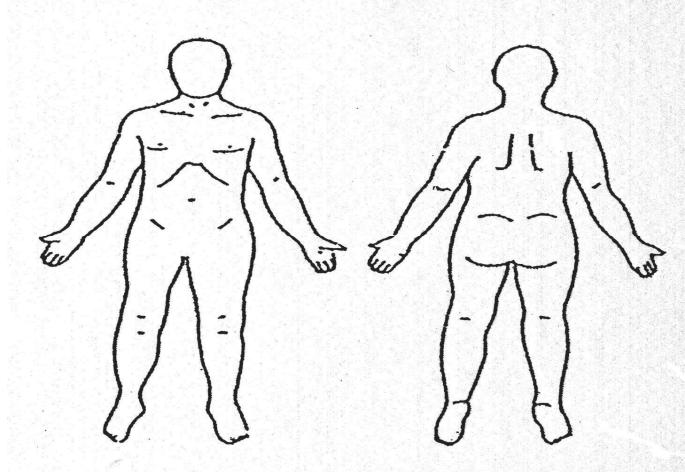
いつ：

誰が：

どのように：

相談記録票（虐待の状況）

様式 2-3

誰から	
いつから	
頻度	
どんなふうに	
種類	①身体的虐待 ②心理的虐待 ③性的虐待 ④経済的虐待 ⑤介護・世話の放棄・放任
現状・経過 (概要・生活歴)	
緊急性の有無	①本人が保護を求めている
①緊急事態	② 生命に危険のある状況 (重度のヤケドや外傷・褥傷・栄養失調・衰弱・脱水症状・肺炎等)
②要介入	③ 生命に危険な行為が行われている (頭部打撃、顔面打撃、首絞め、揺さぶる、戸外放置、溺れさせる等)
③要見守り・支援	④ 確認できないが上記である可能性が高い
本人の意思確認	①在宅希望 ②一時的離脱希望 ③施設入所希望 ④その他
正面 背面	
	

様式 3

ID.

-37-

「松阪市認知症初期集中支援チーム」のご案内

「松阪市認知症初期集中支援チーム」とは？

認知症かも？と思われる方などへ、**松阪市認知症初期集中支援チーム員（※1）**がご家庭を訪問し、困りごとや心配事の相談をうかがいます。

その後、認知症の専門医もしくはサポート医や、かかりつけ医と連携をはかりながら、ご本人やご家族に合わせてサポートを集中的に行います。

ご相談についての費用はかかりません。



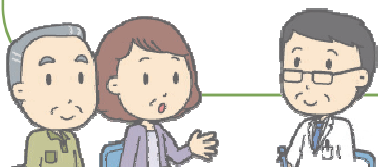
松阪市認知症初期集中支援チーム員（※1）とは？

認知症の専門医もしくはサポート医と、保健師、精神保健福祉士等で構成しています。

対象となる方は？

在宅で生活している40歳以上の方で、認知症が疑われる、または認知症の症状があり、下記のいずれかの状態の方

- 認知症の診断を受けていない、または治療を中断している方
- 医療サービスや介護保険のサービスにつながらない、または中断している方
- 認知症の症状で対応に困っている方 等



どうやって相談したらいいの？

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターや、松阪市役所【裏面】へご連絡ください。

「認知症」早期発見のめやす

- | | |
|---|---|
| ☐ 同じ事を何回も聞く | ☐ 置き場所がわからず探しまわる |
| ☐ 最近のことを覚えられない、
体験したことを忘れる | ☐ 季節に応じた服が選べない |
| ☐ 考えるスピードが遅くなる、
同時に複数のことが処理できない | ☐ 料理がうまくできない |
| | ☐ たびたび迷子になる |
| | ☐ 一人で家に戻れない |



☆詳しくは松阪市認知症ハンドブックを参考にしてください。

「松阪市認知症初期集中支援チーム」サポートの流れ

本人や家族



相談

地域包括支援センター
松阪市役所
かかりつけ医
介護支援専門員（ケアマネジャー）

松阪市認知症初期集中支援チーム員
（保健師・精神保健福祉士）が家庭訪問し、
相談に応じます

「チーム員会議」

認知症の専門医もしくはサポート医と かかりつけ医、
関係機関等が支援の方法を話し合います

本人や家族にあわせた、介護保険サービス等の
利用や対応方法のサポートを行います



支援期間は概ね6か月程度です

市及び地域包括支援センター（※担当地区のところへ連絡してください）

名 称	所 在 地	TEL (FAX)	担当地域公民館
松阪市第一地域 包括支援センター	白粉町363 (松阪地区医師会館内)	25-1070 (25-1171)	第一・第二・幸・ 神戸・徳和
松阪市第二地域 包括支援センター	嬉野権現前町423-9 (嬉野社会福祉センター内)	42-7255 (42-6481)	嬉野管内・三雲管内・ 阿坂・伊勢寺
松阪市第三地域 包括支援センター	飯南町横野885 (飯南ふれあいセンター内)	32-5083 (32-4634)	飯南管内・飯高管内
松阪市第四地域 包括支援センター	鎌田町244-3 (老人保健施設 嘉祥苑隣)	51-5885 (51-5910)	第四・東・橋西・松ヶ崎・ 港・西黒部・東黒部・ 朝見・漕代・機殿・櫛田
松阪市第五地域 包括支援センター	駅部田町25-3 (国道42号線から花岡保育園 方向へ入る)	25-4300 (25-3131)	花岡・松尾・大河内・ 宇気郷・射和・大石・ 茅広江
高齢者支援課 (松阪市役所)	殿町1340番地1 (松阪市役所内)	53-4099 (26-4035)	

松阪市認知症初期集中支援チーム

住所 松阪市白粉町363番地（松阪地区医師会館1階）

電話 0598-25-3072 FAX 0598-25-3071

E-mail ks-shien@city.matsusaka.mie.jp

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

〔平成十七年十一月九日法律第二百二十四号〕

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの

提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項

第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高

齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当

該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八三号抄〕

沿革

平成一八年一二月二〇日号外法律第一一六号〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則六条による改正〕

平成二三年 六月二二日号外法律第七二号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律四条による改正〕

平成二九年 六月 二日号外法律第五二号〔地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律三条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、〔中略〕第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日

二～五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十三条、〔中略〕第一百十一条、第一百十一条の二及び第三百十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年一二月二〇日法律第一一六号抄〕

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一月政令一〇号により、平成一九・一・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年五月二八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二一年一月政令九号により、平成二一・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二二日法律第七二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条〔中略〕及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

二 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則〔平成二六年六月二五日法律第八三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、〔中略〕第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 〔略〕

六 〔前略〕附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

〔平成二七年二月政令四九号により、平成二八・四・一から施行〕

七 〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年六月二日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

二・三 〔略〕

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

〔平成十八年三月三十一日号外厚生労働省令第九十四号〕

（市町村からの報告）

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一 養介護施設等の名称、所在地及び種別

二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況

三 虐待の種別、内容及び発生要因

四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

五 市町村が行った対応

六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（指定都市及び中核市の例外）

第二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 虐待があった養介護施設等の種別

二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 〔平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号〕

この省令は、公布の日から施行する。

○老人福祉法（抜粋）

〔昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号〕

（居宅における介護等）

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

２ 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要と

し、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適當と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

《 引用・参考文献 》

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
厚生労働省老健局 平成30年3月
- 「東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」
東京都福祉保健局 平成25年3月
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」第2版
社団法人 日本社会福祉士会、中央法規出版株式会社 平成24年10月
- 「身体拘束ゼロへの手引き」
厚生労働省 「身体拘束ゼロ作戦推進会議」 発行 平成13年3月
- 「早期発見に役立つ12のサイン」 (財団法人厚生労働問題研究会)
- 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」 東京都
- 「高齢者虐待対応マニュアル」 牧之原市
- 「老人ホームへの入所措置等の指針について」
平成18年3月31日付老発第0331028号厚生労働省老健局長通知

高齢者虐待防止対応マニュアル
改訂版

令和2年3月発行

松阪市高齢者支援課

電話 0598-53-4069
53-4088

FAX 0598-26-4035